

裁決手続の開始を決定した土地				土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		備考			
所在地	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所		権利の種類		
						又は、山村聡	東京都杉並区久我山五丁目5番18号	又は、山村聡の所有地と確定すれば、 國府田桂一 (土地の使用貸借による権利に係る準共有持分2分の1) (土地の転使用貸借による権利に係る準共有持分3分の2)	東京都練馬区東大泉二丁目27番18号	土地の使用貸借による権利 土地の転使用貸借による権利	
						國府田弘子 (土地の使用貸借による権利に係る準共有持分2分の1) (土地の転使用貸借による権利に係る準共有持分3分の1)	東京都練馬区東大泉二丁目27番18号	土地の使用貸借による権利 土地の転使用貸借による権利			
						伴秀樹 (準共有持分5分の4) 伴奈津子 (準共有持分5分の1)	東京都練馬区東大泉二丁目27番18号	土地の転使用貸借による権利 土地の転使用貸借による権利			

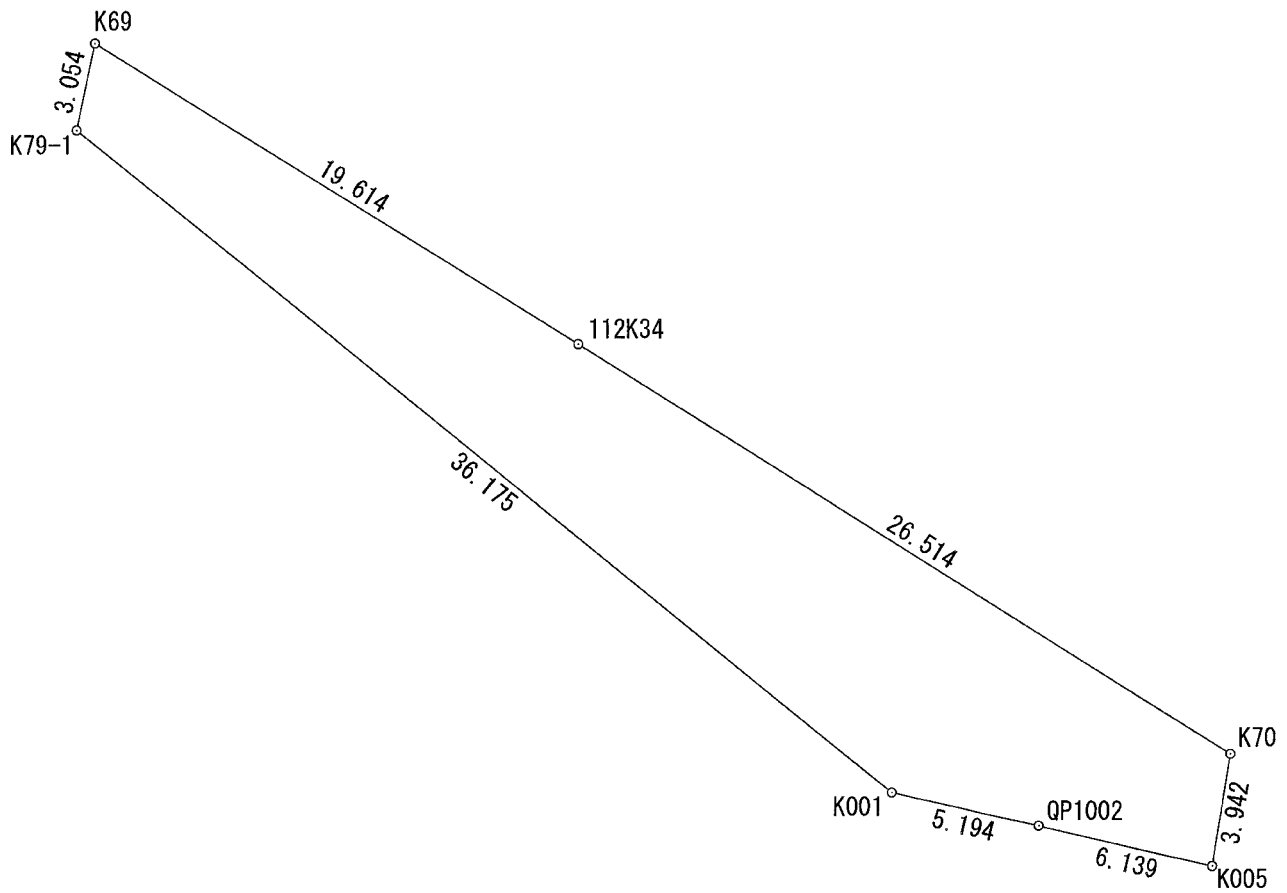
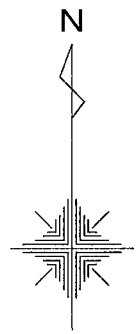
別 図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都練馬区東大泉二丁目1053番1又は

東京都練馬区東大泉二丁目1056番1のうち

240.82平方メートル



単位：メートル

測点名	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _{n-1})Y _n
K69	-27067.642	-21226.079	-157157.888916
K79-1	-27070.630	-21226.714	547925.168482
K001	-27093.455	-21198.648	508449.572280
QP1002	-27094.615	-21193.585	54043.641750
K005	-27096.005	-21187.605	-53011.387710
K70	-27092.113	-21186.976	-380751.145696
112K34	-27078.034	-21209.444	-519016.304124
		倍面積	481.656066
		面積	240.8280330
		地積	240.82 m ²

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、
 平成27年6月10日 東京都収用委員会

会長 池田 眞朗

1 起業者の名称 国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社
 2 事業の種類 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線
 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在)

地番、地目及び地積等
 4 土地所有者の氏名及び住所
 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
 6 裁決手続開始決定年月日 平成27年5月22日

別記のとおり

別記			裁決手続の開始を決定した土地		土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		備考		
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	備考
東京都練馬区東大泉二丁目	1053番1又は1056番50	宅地	330.57㎡又は53.09	7.24㎡不明部分	5.94㎡不明部分	不明。ただし、 國府田桂一 (持分2分の1) 國府田弘子 (持分2分の1)	東京都練馬区東大泉二丁目27番18号 東京都練馬区東大泉二丁目27番18号	不明。ただし、國府田桂一及び國府田弘子の所有地と確定すれば、 加藤憲明 (持分20分の6)	東京都練馬区三原台三丁目8番5号	所有権一部移転仮登記上の権利 平成20年1月23日受付 第2058号	別図のとおり
			又は、		高田佳昭 (持分5309分の1986)		東京都杉並区阿佐谷北四丁目10番22号 ジェー・ジェー阿佐ヶ谷 102				
			又は、		山村聡 (持分5309分の903)		東京都杉並区久我山五丁目5番18号				
			又は、		益子孝子 (持分5309分の2420)		東京都東大和市狹山五丁目1028番地の26				
			又は、		三井住友トラスト保証株式会社		東京都港区芝三丁目33番1号	抵当権 平成13年6月1日受付 第26215号			

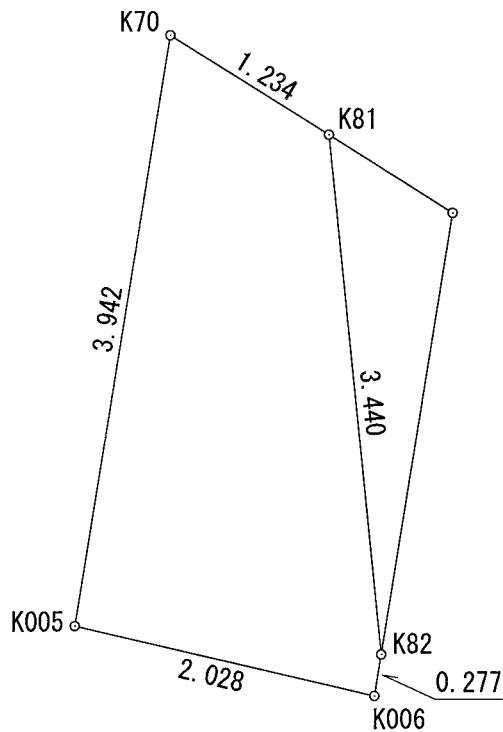
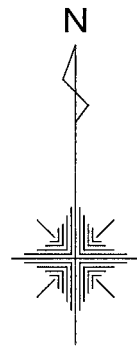
別 図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都練馬区東大泉二丁目1053番1又は

東京都練馬区東大泉二丁目1056番50のうち

5.94平方メートル



単位：メートル

測点名	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _{n-1})Y _n
K70	-27092.113	-21186.976	68582.241312
K005	-27096.005	-21187.605	92208.456960
K006	-27096.465	-21185.629	3940.526994
K82	-27096.191	-21185.584	-78323.104048
K81	-27092.768	-21185.930	-86396.222540
		倍面積	11.898678
		面積	5.9493390
		地積	5.94 m ²

<p>土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。</p> <p>平成27年6月10日 東京都収用委員会</p>	<p style="text-align: center;">会長 池田 眞朗</p> <p>1 起業者の名称 国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社 2 事業の種類 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在)</p>
<p>4 地番、地目及び地積等 5 土地所有者の氏名及び住所 6 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類</p>	<p>別記のとおり</p> <p>4 土地所有者の氏名及び住所 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 6 裁決手続開始決定年月日 平成27年5月22日</p>

別記

裁決手続の開始を決定した土地				土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		備考		
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	氏名	住所	氏名		住所	権利の種類
東京都練馬区東大泉二丁目	1053番1 又は 1056番53	宅地	330.57 又は 241.73 m ²	14.70 不明部分 m ²	不明。ただし、 國府田桂一 (持分2分の1)	東京都練馬区東大泉二丁目27番18号	不明。ただし、國府田桂一及び國府田弘子の所有地と確定すれば、 加藤憲明 (持分20分の6)	東京都練馬区三原台三丁目8番5号	所有権一部移転仮登記上の権利 平成20年1月23日受付 第2058号	別図のとおり
					又は、 益子孝子 (持分2分の1)	東京都東大和市狭山五丁目1028番地の26	三井住友トラスト保証株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	抵当権 平成13年6月1日受付 第26215号	

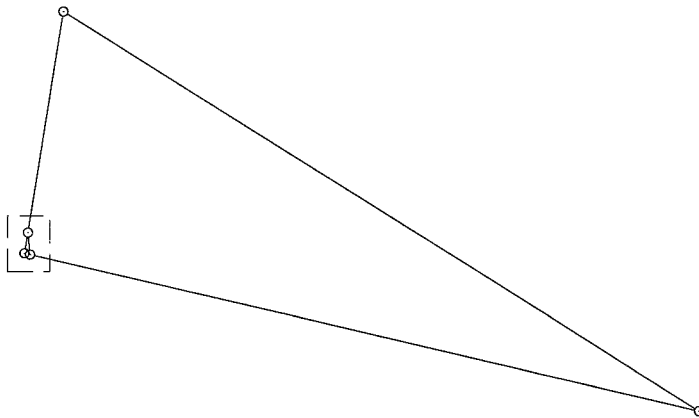
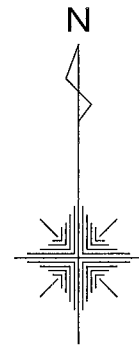
別 図

裁決手続の開始を決定した土地

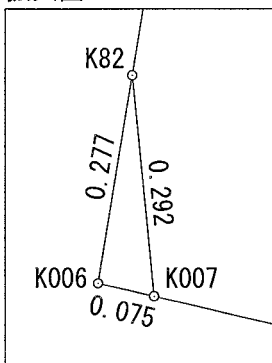
東京都練馬区東大泉二丁目1053番1又は

東京都練馬区東大泉二丁目1056番53のうち

0.01平方メートル



拡大図



単位：メートル

測点名	X _n	Y _n	(X _{n+1} - X _{n-1}) Y _n
K82	-27096.191	-21185.584	-360.154928
K006	-27096.465	-21185.629	6165.018039
K007	-27096.482	-21185.555	-5804.842070
倍面積			0.021041
面積			0.0105205
地積			0.01 m ²

会長 池田 眞 朗

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、
 公告する。
 平成27年6月10日 東京都収用委員会

1 起業者の名称 国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社 2 事業の種類 東京都市計画道路事業都市高速度道路外郭環状線 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在	4 地番、地目及び地積等 5 土地所有者の氏名及び住所 6 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 裁決手続開始決定年月日 平成27年5月22日
---	--

別記のとおり

裁決手続の開始を決定した土地				土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		備考		
所在地	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	氏名	住所	氏名		住所	権利の種類
東京都練馬区東大泉二丁目	1053番4 又は 1056番1	公衆用道路 又は 畑	1186 又は 743 m ²	32.60 不明部分 m ²	不明。ただし、 加藤憲明	東京都練馬区三原台三丁目8番5号	不明。ただし、加藤憲明の所有地と確定すれば、 國府田桂一 (所有権一部移転仮登記上の権利に係る持分20分の1) (土地の転使用貸借による権利に係る準共有持分3分の2)	東京都練馬区東大泉二丁目27番18号	所有権一部移転仮登記上の権利 平成20年1月23日受付第2059号 土地の使用貸借による権利 土地の転使用貸借による権利	別図のとおり
					國府田弘子 (所有権一部移転仮登記上の権利に係る持分20分の1) (土地の転使用貸借による権利に係る準共有持分3分の1)	東京都練馬区東大泉二丁目27番18号	國府田弘子 (所有権一部移転仮登記上の権利に係る持分20分の1) (土地の転使用貸借による権利に係る準共有持分3分の1)	東京都練馬区東大泉二丁目27番18号	所有権一部移転仮登記上の権利 平成20年1月23日受付第2059号 土地の転使用貸借による権利	

(1/2)

裁決手続の開始を決定した土地				土地に 土地に関して権利を有する関係人				備考	
所在地番地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所		
				又は、山村聡	東京都杉並区久我山五丁目5番18号	又は、山村聡の所有地と確定すれば、國府田桂一 (土地の使用貸借による権利に係る準共有持分2分の1) (土地の転使用貸借による権利に係る準共有持分3分の2)	東京都練馬区東大泉二丁目27番18号	土地の使用貸借による権利 土地の転使用貸借による権利	
						國府田弘子 (土地の使用貸借による権利に係る準共有持分2分の1) (土地の転使用貸借による権利に係る準共有持分3分の1)	東京都練馬区東大泉二丁目27番18号	土地の使用貸借による権利 土地の転使用貸借による権利	

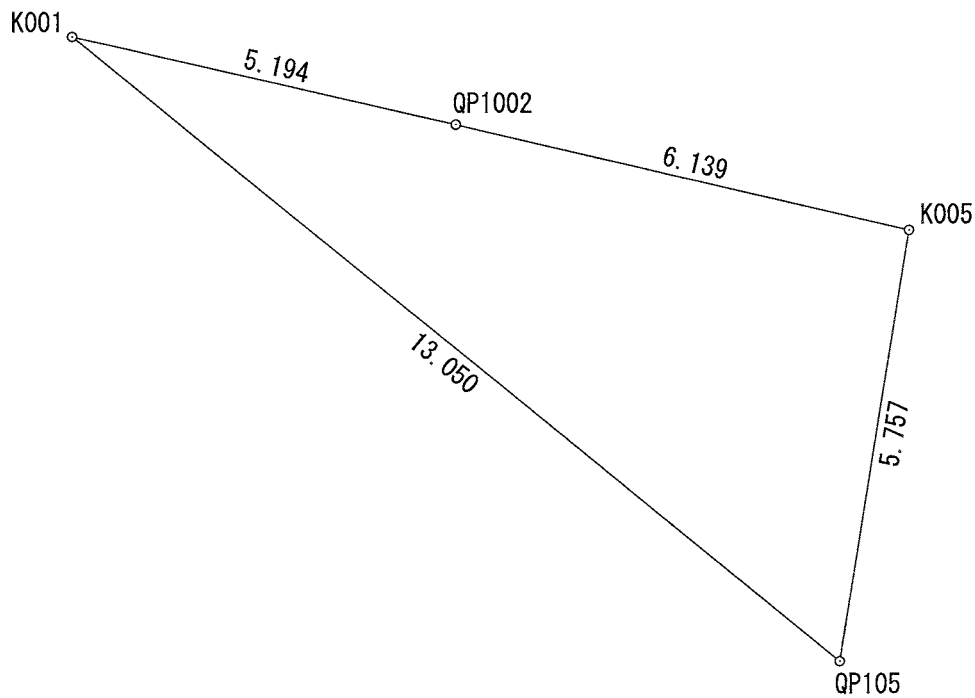
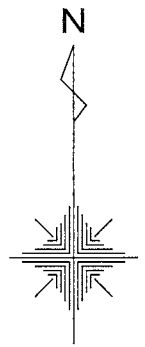
別 図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都練馬区東大泉二丁目1053番4又は

東京都練馬区東大泉二丁目1056番1のうち

32.60平方メートル



単位：メートル

測点名	X _n	Y _n	(X _{n+1} - X _{n-1})Y _n
K001	-27093.455	-21198.648	149959.235952
QP105	-27101.689	-21188.523	54030.733650
K005	-27096.005	-21187.605	-149881.117770
QP1002	-27094.615	-21193.585	-54043.641750
		倍面積	65.210082
		面積	32.6050410
		地積	32.60 m ²

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成27年6月10日 東京都収用委員会

会長 池田真朗

1 起業者の名称 国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社
 2 事業の種類 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線
 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在)

地番、地目及び地積等
 4 土地所有者の氏名及び住所
 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
 6 裁決手続開始決定年月日 平成27年5月22日

別記のとおり

別記				裁決手続の開始を決定した土地		土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		備考	
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	別図のとおり
東京都練馬区東大泉二丁目	1053番4 又は 1056番50	公衆用道路 又は 宅地	1186 m ² 又は 53.09	13.91 m ² 不明部分	13.85 m ² 不明部分	不明。ただし、 加藤憲明	東京都練馬区三原台三丁目8番5号	不明。ただし、 加藤憲明の所有地と確定すれば、 國府田桂一 (持分20分の1)	東京都練馬区東大泉二丁目27番18号	所有権一部移転仮登記上の権利 平成20年1月23日受付第2059号	
又は、						高田佳昭 (持分5309分の1986)	東京都杉並区阿佐谷北四丁目10番22号 ヴェーヂュ阿佐ヶ谷 102	國府田弘子 (持分20分の1)	東京都練馬区東大泉二丁目27番18号	所有権一部移転仮登記上の権利 平成20年1月23日受付第2059号	
						山村聡 (持分5309分の903)	東京都杉並区久我山五丁目5番18号				
又は、						益子孝子 (持分5309分の2420)	東京都東大和市狭山五丁目1028番地の26				

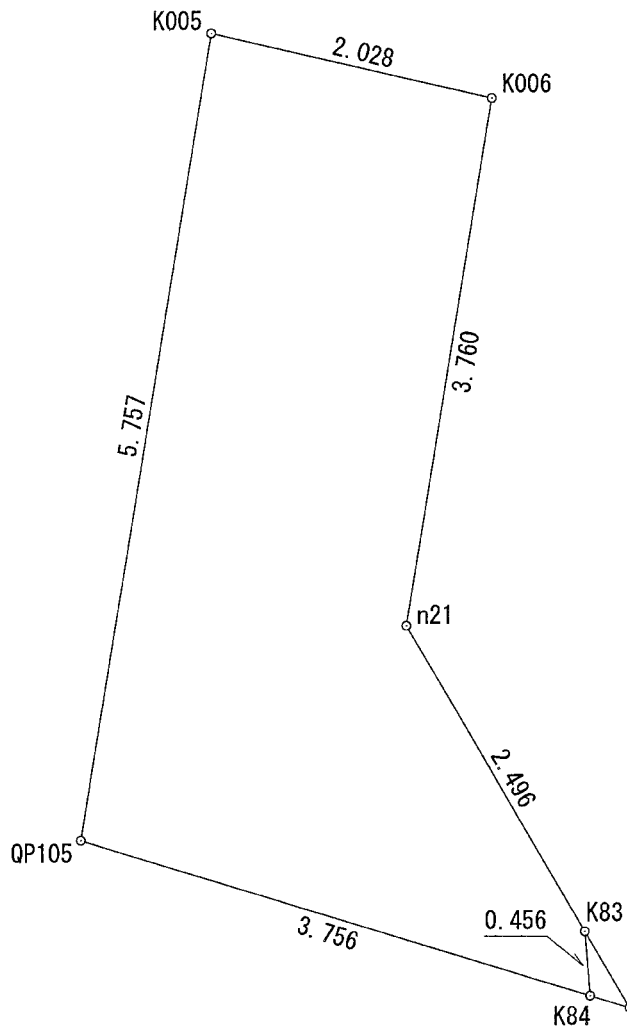
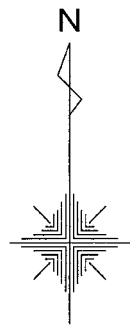
別 図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都練馬区東大泉二丁目1053番4又は

東京都練馬区東大泉二丁目1056番50のうち

13.85平方メートル



単位：メートル

測点名	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _{n-1})Y _n
K005	-27096.005	-21187.605	110684.048520
QP105	-27101.689	-21188.523	143700.562986
K84	-27102.787	-21184.931	13621.910633
K83	-27102.332	-21184.969	-55292.769090
n21	-27100.177	-21186.229	-124299.605543
K006	-27096.465	-21185.629	-88386.444188
		倍面積	27.703318
		面積	13.8516590
		地積	13.85 m ²

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成27年6月10日 東京都収用委員会

会長 池田真朗

1 起業者の名称 国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社
 2 事業の種類 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線
 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在)

地番、地目及び地積等
 4 土地所有者の氏名及び住所
 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
 6 裁決手続開始決定年月日 平成27年5月22日

別記のとおり

裁決手続の開始を決定した土地				土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		備考		
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	氏名	住所	氏名		住所	権利の種類
東京都練馬区東大泉二丁目	1053番4 又は 1056番53	公衆用道路 又は 宅地	1186 又は 241.73 m ²	76.96 m ² 不明部分	不明。ただし、 加藤憲明	東京都練馬区三原台三丁目8番5号	不明。ただし、 加藤憲明の所有地と確定すれば、 國府田桂一 (持分20分の1)	東京都練馬区東大泉二丁目27番18号	所有権一部移転仮登記上の権利 平成20年1月23日 受付第2059号	別図のとおり
					又は、 益子孝子	東京都東大和市狭山五丁目1028番地の26	國府田弘子 (持分20分の1)	東京都練馬区東大泉二丁目27番18号	所有権一部移転仮登記上の権利 平成20年1月23日 受付第2059号	

別記

裁決手続の開始を決定した土地

土地所有者

土地に関して権利を有する関係人

所在

地番

地目

登記簿上の地積

実測地積

収用しようとする土地の面積

氏名

住所

氏名

住所

住所

権利の種類

備考

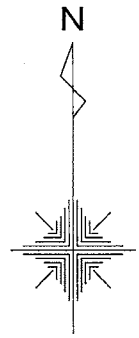
別 図

裁決手続の開始を決定した土地

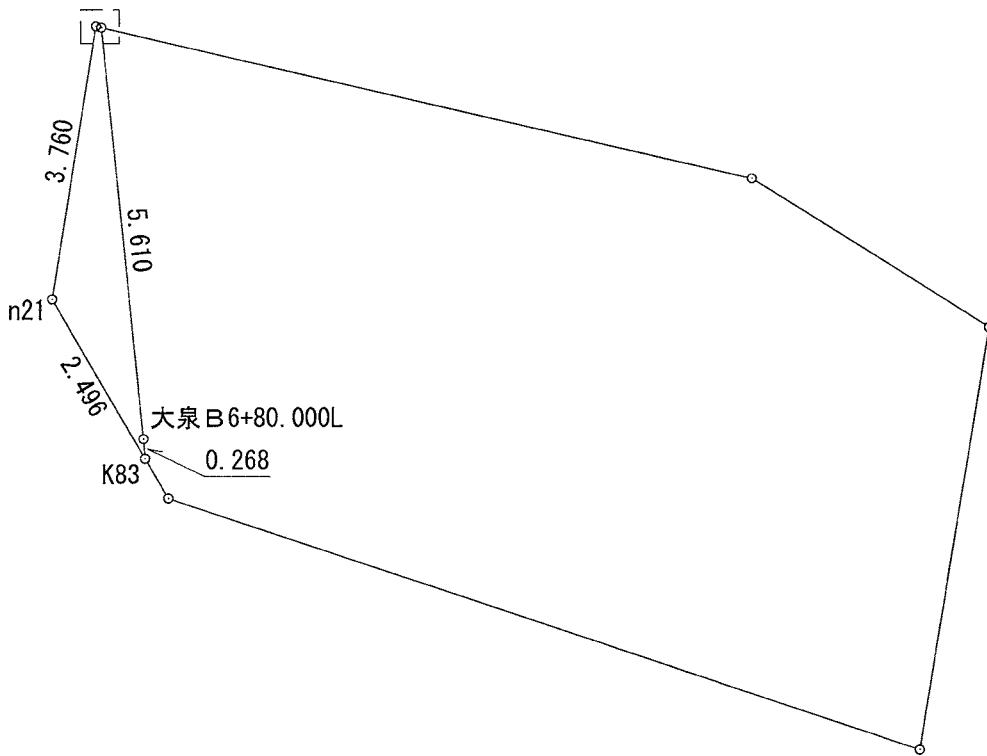
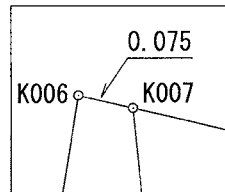
東京都練馬区東大泉二丁目1053番4又は

東京都練馬区東大泉二丁目1056番53のうち

3.21平方メートル



拡大図



単位：メートル

測点名	X _n	Y _n	(X _{n+1} - X _{n-1})Y _n
K006	-27096.465	-21185.629	78280.899155
n21	-27100.177	-21186.229	124299.605543
K83	-27102.332	-21184.969	39976.036503
大泉B6+80.000L	-27102.064	-21184.991	-123932.197350
K007	-27096.482	-21185.555	-118617.922445
		倍面積	6.421406
		面積	3.2107030
		地積	3.21 m ²

雑報

全国自治宝くじ事務協議会告示第百五十号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成二十七年六月十日

全国道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 舛添 要一
第六百八十一回全国自治宝くじ

一 名称 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
二 受託銀行等の名称及び所在地
三 発売の数及び総額 二億三千万枚 六百九十億円
(三十億円を一単位(一ユニット)として二十三単位(一十三ユニット)。ただし、状況によりユニット単位で増減する場合があります。)

一枚三百円
開封式
平成二十七年七月八日から同月三十一日まで
平成二十七年八月十一日
平成二十七年八月十七日

四	証券金額	五億円	当せん本数
五	証券型式	一等	一本
六	発売期間	一億円	二本
七	抽せん期日	十億円	九十九本
八	当せん金支払開始期日	十億円	四本
九	当せん金の額及び当せん金の数	十億円	千本
等	級	十億円	十萬本
等	級	十億円	百萬本
等	級	十億円	三萬本
等	級	十億円	三百円

計 百十万一千百六本

備考 一等の当せん金の額については、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第百四十四号)第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。
当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第百五十一号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成二十七年六月十日

全国道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 舛添 要一
第六百八十二回全国自治宝くじ

一 名称 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
二 受託銀行等の名称及び所在地
三 発売の数及び総額 一億一千万枚 三百三十億円
(三十億円を一単位(一ユニット)として十一単位(一十一ユニット)。ただし、状況によりユニット単位で増減する場合があります。)

一枚三百円
開封式
平成二十七年七月八日から同月三十一日まで
平成二十七年八月十一日
平成二十七年八月十七日

四	証券金額	七千万円	当せん本数
五	証券型式	七千万円	十本
六	発売期間	七千万円	二十本
七	抽せん期日	七千万円	三十本
八	当せん金支払開始期日	七千万円	二百本
九	当せん金の額及び当せん金の数	七千万円	三千本
等	級	七千万円	二萬本
等	級	七千万円	七千本
等	級	七千万円	三百円

備考 当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七
号(代)

郵便番号
112-0002

